

調達価格等算定委員会（第34回）－ 議事要旨

日時：平成29年12月27日（水曜日）11時30分～13時30分

場所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

○出席者

山内弘隆委員長代理、高村ゆかり委員、辰巳菊子委員、山地憲治委員

○議題

1. 入札制度について
2. 太陽光発電・バイオマス発電について

○議事要旨

1. 入札制度について

委員

- ・入札案件のFIT認定取得期限については、太陽光の第2回と第3回をまとめて2019年3月末とすることに賛成。
- ・上限価格については、第1回の太陽光入札で上限への張り付きが見られたことを踏まえ、非公表とすることに賛成。
- ・保証金については、海外と比べて金額が高くないことを考慮すると、額よりも没収条件が課題である。試行的期間であることを踏まえ、事務局の提案に賛成。
- ・「事業者が自ら定めた運転開始予定日を超過して運転開始しなかった場合」を第2次保証金の没収事由から削除することについては、事業用太陽光は既に3年間の運転開始期限がFIT制度上存在し、超過した分だけ買取期間が短縮されるというディスインセンティブが存在することを踏まえると、妥当ではないか。そのうえで、認定取得期限までに認定を取得できなかった場合の取扱いは、色々な取組を試行する観点から、事務局の提案に賛成。
- ・不可抗力事由については、特定非常災害はその例が極めて少ない。事業者の不確実性を低減させるためにも、「激甚災害」と定めようとして、現場の実態を確認、把握して不可抗力を認めるようにするべきではないか。第2次保証金が没収されるまでの原則3年間（運転開始期限）までという短期の措置であることも踏まえて、広めに対処する必要がある。
- ・不可抗力事由が認められる災害については、当該地区が指定を受けただけでなく、直接の被災が証明される必要がある。直接の被災の意味（物理的な損害か、経済的な損害かなど）を明らかにする必要がある。
- ・みなし認定案件の失効状況が見通せないため、入札量の設定が難しい。現時点でどの程度の認定失効が確実になっているのか。ミックスを超える認定案件が存在する一般木材等バイオマスについては、そのうちどの程度が実際に導入されるのか見通すことが必要であり、また、事業用太陽光については、事業者がみなし認定案件の事業化に注力しているとすれば、その事業化のスピードは入札参加者がどの程度か見通すために必要ではないか。

- ・2018年度の事業用太陽光の入札量について、今回の入札結果や昨年度末の駆け込みを踏まえると、各回の内訳も含め、事務局案に合理性が認められるのではないかと。
- ・バイオ燃料にはエタノールやブタノールといったアルコール系のものが存在するため、慎重な対応をとる観点から、「バイオマス油脂区分」ではなく「バイオマス液体燃料区分」などとした方がよい。
- ・パーム油の区分を作ることに異論はない。
- ・パーム油以外の油脂については、燃料の安定調達、他の事業者への影響及び持続可能性について議論をしていない。今後のどの程度の参入があるかも不明であり、入札対象に入れることは慎重であるべきではないかと。
- ・木材、PKSの入札対象規模については、コスト効率的な導入を進めていく必要があることや地域分散型電源があることを踏まえると、10,000kWとすることに賛成。入札の実施状況や10,000kW未満の導入状況を見つつ、チューンアップするものと位置付ける必要がある。また、地域のバイオマス資源を有効活用する趣旨に沿っているか、運用の中で検証を行っていくべきではないかと。
- ・バイオマス油脂の入札対象規模については、全規模とすることに賛成。
- ・木材、PKSとバイオマス油脂を合わせた入札量は、みなし認定案件がどの程度失効するか分からない中、保守的に設定せざるを得ない。こうした失効状況や実際の入札参加状況を見ながら、来年度以降に入札量を再度検討するという前提付きで200MWとすることでよいのではないかと。
- ・木材、PKSとバイオマス油脂のそれぞれの内訳については、導入量ベースを踏まえてバイオマス油脂の入札量を小さくすることに賛成。パーム油については、入札を導入することにより、持続可能性に関する情報を収集する機会があった方がよいのではないかと。
- ・木材とバイオマス油脂は、燃料の安定調達と他用途への悪影響の観点から性格が異なる。ペレットは基本的には燃料用で、調達先が東南アジア・北米など多岐にわたり、燃料調達の見通しが立つ。これに対して、パーム油は食用等の原材料として生産されており、他用途との競合リスクがありうるうえ、調達地もインドネシアとマレーシアで限定的である。また、ペレットは調達している日本企業が基本的には認証を100%取得しているが、パーム油は認証油の市場が小さく、日本の食品メーカーでも5%程度しか認証油を使用していない。以上の燃料の状況を踏まえると、みなし認定の失効状況も含めて状況を注視した上で、それぞれの区分の入札量を改めて検討すべきではないかと。来年度に他の油や認証等の検討をした上で、再来年度の取扱いを考えることが適切ではないかと。
- ・入札量を考慮する際の出力は、バイオマス比率考慮後の出力とすることでよい。
- ・FIT認定後の一般木材等バイオマス比率考慮後出力の変動については、事務局の提案に賛成。
- ・新設混焼案件は、大規模で効率がよいケースもありえるため、それが入札量の大半を占めると地域分散型電源の促進に支障が出る可能性がある。一定のバイオマス比率の下限を設けるなどの措置を講じなければ、同じ土俵でコスト上の競争ができないのではないかと。
- ・パーム油の認定量が急増したことを教訓とすると、バイオマス燃料は様々な形態がありえ、コスト構造や燃料の安定調達等について異なるリスクを伴っているため、認定前に予め新しい燃料種のリスクを評価した上で買取りの対象にする必要があるのではないかと。

- ・バイオマス油脂については、今後想定外の燃料が申請される可能性がある。FIT 制度の国民負担で支える際に、皆で支えたいと了解できるものであってほしい。

事務局

- ・みなし認定案件の失効状況については、100%の数字では無いにせよ、可能な限り早期にお示ししたい。
- ・新しい燃料種については、次回の委員会で再整理してお示しするが、価格区分に疑義があるものは本委員会で議論いただくこととなっている。

委員長代理

- ・入札実施スケジュールや FIT 認定取得期限については、事務局の提案のとおり異論はなかった。
- ・上限価格を非公表とすることに了解が得られた。その決定の時期についても了解が得られた。
- ・保証金の金額は、今年度と同様とする方向でまとまった。
- ・「事業者が自ら定めた運転開始予定日を超過して運転開始しなかった場合」を第2次保証金の没収事由から削除する方向でまとまった。
- ・認定取得期限までに認定を取得できなかった場合の保証金の取扱いは、事務局の提案のとおりまとまった。
- ・不可抗力事由については、本日の委員からの意見を事務局で再整理いただき、再度議論したい。
- ・2018 年度の事業用太陽光の入札量については、事務局案のとおりまとまった。
- ・バイオマス油脂区分については、「油脂」という言葉が適切か検討いただくと同時に、パーム油と木の関係など、委員からの指摘を踏まえ事務局で再度整理していただき、議論したい。
- ・一般木材等の入札対象規模を 10,000kW 以上とすることに異論はなかった。
- ・バイオマス油脂は入札対象に移行する方向であったが、本日の指摘を踏まえて委員会で再整理いただき、再度議論いただきたい。
- ・FIT 認定後の一般木材等バイオマス比率考慮後の出力の変動については、新設の石炭混焼について意見をいただいたので、次回議論したい。

2. 太陽光発電・バイオマス発電について

委員

- ・住宅用太陽光については、既に 2019 年までの価格は決まっていることや足下のコスト動向が横ばい傾向であることを踏まえると、今年度の委員会で 2020 年度の価格を決めないことは了解できる。
- ・住宅用太陽光のシステム費用は、コスト低減のポテンシャルを見るうえでも、ブレークダウンしたトレンドを出していただきたい。
- ・住宅用太陽光の出力制御対応機器のコスト動向は状況変化が生じている印象を受ける。
- ・事業用太陽光は実態と国民負担の抑制の観点の踏まえると、システム費用と設備利用率について、トップランナーを採用することに賛成。

- ・一般木材等バイオマスは FIT 認定量が急増していることから、IRR の「供給量勘案上乘せ措置」の検討が必要ではないか。
- ・メタン発酵バイオガスの資本費は、明らかに想定値をコストデータが下回っている。通常必要な設備が不要となっていることを踏まえ、来年度以降、実態を見極めて対応を考える必要がある。
- ・燃料安定調達の確保に関する経過措置については、パーム油等の持続可能性基準の確認を含め、1年間の猶予期間があれば、その事業の開始までに対応できるため、事務局の提案に了解。
- ・持続可能性基準の第三者認証の運用に当たっては、事業者の予見可能性を高めるため、燃料ごとに必要な第三者認証の特定をしていただきたい。
- ・未稼働案件の防止については、超過した月数の分だけ調達期間を短縮するという対応を踏まえると、事務局の提案は妥当ではないか。

委員長代理

- ・住宅用太陽光については 2020 年度の価格を今年度の委員会では決定せず、今後しかるべきタイミングで決定する方向でまとまった。事業用太陽光の来年度の価格については、システム費用は今年度同様にトップランナーを採用したうえで、設備利用率もトップランナーを採用する方向でまとまった。
- ・バイオマス発電については、基本的に同意いただいた。メタン発酵バイオガス発電を含め、何点か今後の調査の示唆をいただいた。「供給量勘案上乘せ措置」も事務局で検討いただき、今後議論したい。燃料の安定調達の確保と未稼働案件の防止については、了解された。

○お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365